

## 助成回数

1 団体に対し 3 回まで助成します。ただし、最後に助成を受けてから **3 年** を経過した場合、あらためて 3 回まで助成を受けることができます。(申請の都度、審査します。)

● 1 団体につき前期・後期各 1 事業まで助成を受けることができます。(助成回数はそれぞれ 1 回ずつ数えます。)

● **国民文化祭** 参加旅費の助成は、別に 3 回とします。

● **参加者公募事業** は、5 回まで助成を受けることができます。

事業例：出演者・参加者を一般公募して行う市民演劇や、美術工芸等の共同作品作り事業など。合同練習や共同作業を経て、最後にその成果を公開する事業が対象です。公募作品展等は対象外です。詳しくはHPをご覧ください。

## 助成申込から給付までの手順

事前相談は  
どんなに早く  
てもOKです。

※採択されたことが無い事業を申請される場合は、**募集開始月**までにご相談ください。  
(当年事業の事前相談は、前期は12/11、後期は5/21までです。)

### 1 お申し込み

まずは募集要項で提出書類をご確認ください。  
(各市町村窓口、各県民センター、主要な公立文化施設などにあります。)  
HPからダウンロードもできます。

しまね文化ファンド

検索

郵送を希望される場合は、電話・メール・FAXのいずれかで事務局までご請求ください。

#### 申込書類の入手方法

- HPからダウンロードしてお使いください。
- 提出書類と提出先は 4 ～ 5 ページをご覧ください。

### 3 助成金の給付申請

事業の実施前に決定額の 7 割を受け取ることができます。詳しくは助成決定時にご案内します。  
(ただし、事前給付ができない場合もあります。)

### 5 実績報告・助成金の精算給付

事業終了後 **1 カ月以内** に実績報告書をご提出いただけます。実施内容を確認したうえで残額(または全額)を振り込みます。

### 2 審議・助成の決定

運営委員会において審議し、決定します。

- 採否の結果は文書でお知らせします。助成決定団体には、助成金給付手続に必要な書類を同封します。
- 選考の結果、助成を見送らせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 採択団体については、ホームページ上で団体名、事業概要、助成決定金額などを公開するほか、情報誌等で紹介することがあります。

### 4 事業の実施

作成するポスター、チラシ等に①ロゴマークと②「公益信託しまね文化ファンド助成事業」の文字を表示してもらいます。

しまね文化ファンド  
助成事業

これが  
目印

場合によっては助成金の減額や助成中止もあります。  
事業実施期間内に事業が完了しなかったとき、また実績報告書が提出されないときは助成を取り消します。